

平成31年2月28日

○規則

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2月28日

小田原市長 加藤 憲 一

## 小田原市規則第 2 号

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年小田原市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「負傷、疾病、身体障害又は死亡」を「災害」に改め、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（次条において「負傷した職員等」という。）からその災害が公務上のもの又は通勤により生じたものである旨の申出が当該指定する者にあつたときも、同様とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（災害が公務上のもの又は通勤により生じたものでない旨の通知）

**第4条の2** 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務上のもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、負傷した職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 災害に係る職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害の発生した年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第43条を第44条とし、第42条を第43条とし、第41条の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

**第42条** 実施機関は、条例第22条第1項の規定による審査の申立てをすることができる補償に関する措置をする場合には、その相手方に対し、当該措置につき審査の申立てをすることができる旨及び審査の申立てをすべき行政庁が審査会である旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該措置を口頭とする場合は、この限りでない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2月28日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市規則第3号

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和41年小田原市規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4分団の項中「早川 早川一丁目」を「板橋の一部 早川 早川一丁目」に改め、同表第7分団の項中「板橋 南板橋」を「板橋の一部 南板橋」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。